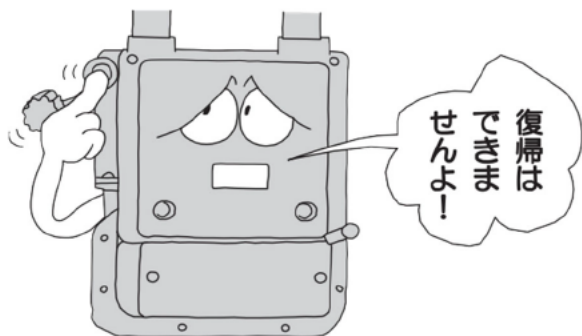


23 供給管・配管 共同住宅

発生箇所及び原因

埋設管腐食によるメーター遮断。



発生状況及び保安機関の対応

消費者から「ガスメーターの遮断の復帰ができない。」との連絡を受け緊急出動した。現場で調査するとメーター出口以降の埋設されているプラスチック被覆鋼管からガス漏れがあり、復帰安全確認機能が作動し、メーター遮断が解除できないことが判った。夜間に発生したため、消費者に事情を説明し、ガス供給停止処理をして販売事業者に連絡をした。

販売事業者の対応

消費者にガスの使用禁止を説明し、翌日掘り出し調査を行い、腐食した配管を交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 出動先消費者宅でのガス漏れ量が不明であるので、隣接のお宅や側溝等にガス残留のないことを確認する。
- ・ 消費者には使用禁止措置理由を説明し、了解を得る。
- ・ 販売事業者には原因と使用禁止措置としたことを報告するとともに、漏れ箇所の特定と改善を依頼する。メーター上流の供給設備の漏えい試験の必要性も併せて報告する。
- ・ プラスチック被覆鋼管を埋設管に使用する場合、施工方法には十分注意を払いきず等が生じないようにすること。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

24 供給管・配管 共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

メーター以降でのガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

容器交換作業中、消費者から「ガス臭いので見て欲しい」との要請があり、容器切替え時の着臭剤の臭いかと疑い、残りガス量を確認したところかなりあった。消費者に「すべてのガス使用を停止」してもらい、メーターカウンターの動きを注視したら「わずかに動く」のが判った。ガス漏れと判断し、消費者に「わずかなガス漏れがあるので、修理する」と説明して容器を交換し帰社してから販売事業者に連絡した。15～16日後に容器交換に訪問したところ、消費者から「修理はどうなっているのか」とただされ、早急に修理の手配をした。

販売事業者の対応

販売事業者は、具体的な対応がなされていない。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 消費者が気付いた「ガス漏れの疑い」について、その可能性ありと説明し「早急に修理する」と約束したまではよいが、そのまま容器交換作業を終了させ、使用禁止にしなかったことは不適切である。
- ・ 保安機関の担当者は「ガス使用禁止」とし、販売事業者には「現状と処置状況」を現場から連絡するべきである。
- ・ ガス漏れ情報が、速やかに正確に委託者の販売事業者には伝わらない体制を見直し、修正するとともに保安業務規程の内容見直しと社員教育での徹底が必要である。
- ・ 連絡をもらった販売事業者も15～16日間何も対応をしていなかったことは、万一、爆発事故などが起きると販売事業者、容器交換作業者の責任問題となる。

■ 関連する保安業務区分

容器交換時等供給設備点検

緊急時対応

25 供給管・配管 共同住宅

発生箇所及び原因

パイプシャフト内の配管プラグのシールテープの巻き方不良による気密性不良。



発生状況及び保安機関の対応

検針時に新築間もない集合住宅の「流量検知式切替型漏えい検知装置」で「B表示」を確認した。露出の配管を検知液で漏えい試験をしたが漏れ箇所を発見できなかった。新設時の検査後間もないこともあり、配管が埋設されている地盤が沈んでいたため埋設配管からのガス漏れと判断したが、再度配管の露出部を検査したところ、パイプシャフト内配管プラグ部からの漏れを発見した。シールテープを巻き直して漏えいを止めた。

販売事業者の対応

ガス供給を一時停止した。

原因が、配管施工業者の施工ミスと判明したので厳重注意した。

当該事象に伴う措置・対応等

供給開始時の漏えい試験で発見できなかったことは、漏えい試験が不適切であったと言わざるを得ない。

- ・販売事業者は、設備工事検収時配管図面と共に「気密試験結果」を書類として受取り、ガス供給前にその気密性を確認すべきである。
- ・配管施工業者が「気密試験」を行って記録をとっていたのか疑問である。

■ 関連する保安業務区分

緊急時対応

供給開始時点検・調査

26 供給管・配管 戸別住宅

発生箇所及び原因

自動車をガレージ奥に設置してあるメーター取付配管にぶつけ、メーターガス栓取付部が折れたことによるガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

消費者から、車をガレージ奥に設置してあるメーターにぶつけたため、メーター立上げ管がゆがみ、そこからガス臭がするとの通報があり、消費者にメーターガス栓を閉止してもらった。現場に到着し調査した結果、メーターガス栓出口の配管が損傷を受け、ガスが漏れていた。消費者には、メーターの位置を安全な場所に変更するよう依頼し、販売事業者には、発生状況などを報告した。

販売事業者の対応

- ・折損した配管を修理後、漏れのないことを確認し供給を再開した。
- ・車止め設置の依頼を消費者に行い改善した。

当該事象に伴う措置・対応等

本件は緊急時連絡により適切な事故防止ができた事例である。容器及びメーターの設置は車両等による損傷を受けない場所にする必要がある。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

27 供給管・配管 戸別住宅

発生箇所及び原因

ガス漏れしている埋設管の修理のため掘削した穴に頭を入れたことによる軽度の酸欠。



発生状況及び保安機関の対応

販売事業者から、「埋設管からのガス漏れの修理」依頼が設備工事業者にあり、ボーリング検査で漏れ箇所の見当を付け、掘削作業を開始した。埋設管が露出した時点で、顔を穴に入れ注意深く掘っていたら急にめまいがしたので、あわてて顔を穴から出し深呼吸をした。

社員を集め今回の事例を発表し、作業上の注意事項を徹底した。

当該事象に伴う措置・対応等

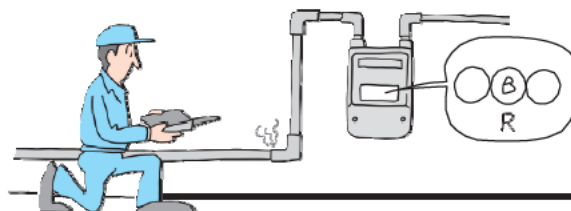
掘削工事を行う場合は以下の対応をすること。

- ・ガスの供給を停止する。
- ・掘削した穴のガス濃度と酸素濃度を測定し、作業の安全確認を行う。
- ・1人では掘削工事を行わない。

28 供給管・配管 戸別住宅

発生箇所及び原因

供給管露出部の老朽化によるガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

販売事業者が検針員からS型保安ガスメータ（マイコンメータS）のBR表示の連絡を受け、出動して漏えい試験を行ったが漏れはなかった。1か月後にまたBR表示の連絡があり、再度確認したところガス漏れを発見したので、緊急に配管の取替工事を行った。

販売事業者の対応

- ・最初の通報では担当者が出動し、漏えい試験を行ったが漏れの兆候は発見されなかったため、S型保安ガスメータ（マイコンメータS）をリセットし、作業を終了した。
- ・再度の通報で再度漏えい試験を実施し、配管からの漏れを発見した。
- ・応急処置として配管経路を変更し、供給を再開した。

当該事象に伴う措置・対応等

S型保安ガスメータ（マイコンメータS）のBR表示の1回目の入手時に確実に漏えい試験を実施しなければならない。（BR表示に対し安易に対応したのではなかろうか？）

- ・5.5kPa未満まで昇圧し、規定時間より長めに漏えい試験を実施する。また必要に応じ気密試験を行う。
- ・日射等の影響がある場合は、測定の時間帯を変えて実施する。

■ 関連する保安業務区分

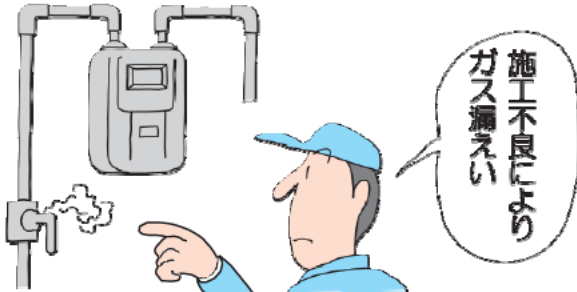
緊急時対応

1 中間ガス栓

共同住宅

発生箇所及び原因

メーターガス栓交換時の施工不良によるガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

回地の検針に行き、最初に本管の漏えい検知装置の異常表示の有無を確認したところ、微少漏えい警告表示が見つかった。原因が特定できないためとりあえず表示をマグネットによりリセットし、次回の検針時に再度確認することにして各階の検針を行った。検針中に消費者からメーター収納庫付近でガス臭がすると言われ確認すると、メーターガス栓のねじ部から微量のガスが漏れていたため応急処置をした。原因は、メーターガス栓を交換した際の施工不良であった。

販売事業者の対応

設備工事事業者を現場に派遣して漏えい箇所を補修した。翌月の検針時には漏えい検知装置で異常のないことを確認した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・検針員は、消費者から通報されない場合、翌月まで様子見するところであった。漏えい検知装置の異常警告に対しては、迅速に対応しなければならない。微少漏えい警告表示の場合、漏えい試験を行ってからリセットすべきである。
- ・販売事業者は、設備工事事業者に対し、設備工事完了後のガス漏えいの有無のチェックの実施並びにその工事記録の提出を受け、工事が的確に施工されたのを確認するようしなければならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時対応

定期供給設備点検

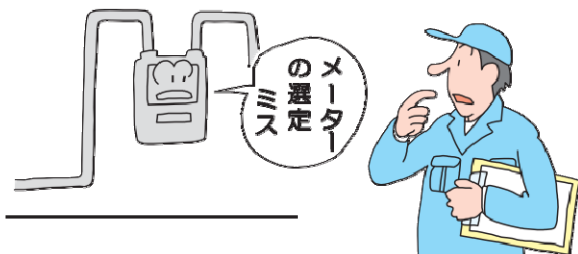
定期消費設備調査

1 ガスメーター

共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

ガスメーターの能力選定ミスによるガス遮断。



発生状況及び保安機関の対応

メーターを交換後、消費者からガスが出ないとの通報を受け出動したところ、S Bメータが合計・増加流量遮断（C表示）で遮断していた。メーター交換前は5 m³/hのメーターであったが、今回4 m³/hのメーターを取り付けたため合計流量オーバーで遮断した。

販売事業者の対応

直ちに6 m³/hのメーターに交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

メーター交換に際し、メーターの能力を変更する場合、使用している燃焼器を再度確認しなければならない。また、同様に燃焼器の増設や交換・撤去の場合は、メーターの能力をその都度確認しなければならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

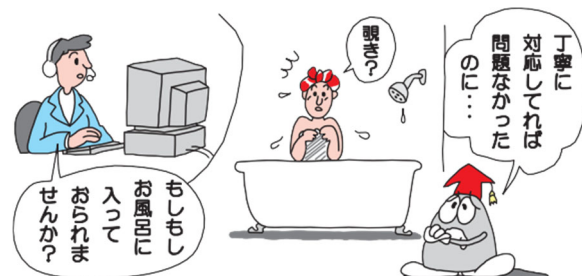
緊急時対応

2 ガスメーター

戸別住宅

発生箇所及び原因

集中監視センターの説明不足により、消費者が風呂を覗かれているのではと勘違いし警察へ通報。



発生状況及び保安機関の対応

消費者宅から使用時間遮断予告情報が集中監視センターに入ったので、集中監視センターである旨を伝えないでガスの使用状況（お風呂に入っておられますか？）を確認したため、消費者が風呂に入っていたのを覗かれたと勘違いし、警察へ通報した。警察から問い合わせがあり、集中監視センターと緊急時連絡の説明を行い誤解を解いた。

販売事業者の対応

集中監視システムの説明及び予告・遮断時には集中監視センターから電話で連絡する旨を集中監視を行う保安機関から消費者へ説明するように依頼した。

当該事象に伴う措置・対応等

集中監視センターの担当者に対する対話・対応方法等の教育訓練を的確に行う必要がある。

販売事業者はマイコンメータの機能を含め集中監視システムを設置したとき、その機能を十分に消費者に周知する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

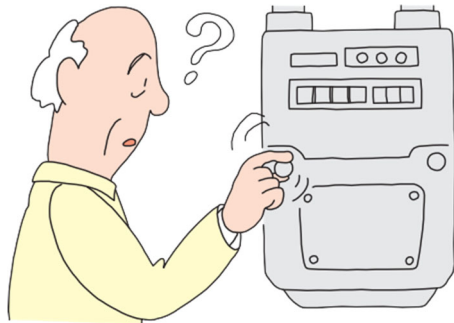
緊急時連絡

周知

3 ガスメーター 戸別住宅

発生箇所及び原因

集中監視センターの遮断メーター復帰方法の説明不足。



発生状況及び保安機関の対応

メーターが遮断したため消費者に連絡し、メーターの遮断弁開スイッチ（復帰ボタン）の操作をお願いした。消費者は遮断弁開スイッチを取り付けているネジをドライバーで外そうとしていたので、弁開スイッチの蓋は手で回すことで外れることを説明し、操作をしてもらった。

販売事業者の対応

保安機関に消費者へのメーターの弁開方法の説明の仕方を改善するよう要請した。

当該事象に伴う措置・対応等

消費者はLPGガスの特徴や設備に対する知識がないものとしての対応が必要である。専門用語をできるだけ使用しないでの会話が大切である。

販売事業者も保安機関へまかせるのではなく、消費者と接触するいろいろな機会を利用して、復帰方法についての周知や実地に操作説明を行う必要がある。

■ 関連する保安業務区分

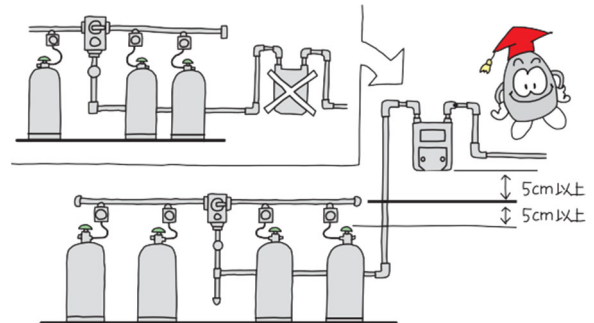
緊急時連絡

周知

4 ガスメーター 共同住宅を除く規則86条施設

発生箇所及び原因

メーター取付位置が悪く容器交換時に容器がメーターに接触してメーターが遮断。



発生状況及び保安機関の対応

容器交換後、容器交換時等供給設備点検で異常がないことを確認したので、車に戻ろうとして何気なくメーターをみると感震器作動遮断を表示していた。メーター取付位置が低く、見逃すところであった。直ちにガス栓類をすべて閉止してもらい、メーターを復帰した。

販売事業者の対応

メーターの取付位置を改善した。

当該事象に伴う措置・対応等

容器交換時等供給設備点検で異常がないことを確認した後、偶然メーター異常表示を見つけている。点検項目ではないがガスメーターの異常表示の有無を確実に確認するようにすべきである。

メーターに限らず、配管にぶつかった場合でも振動でメーターが遮断することを注意する必要がある。

- ・ 容器交換時はメーターや配管にぶつけないように注意して容器を交換すること。
- ・ メーター及び配管にぶつけた場合は必ずメーターの異常表示を確認すること。

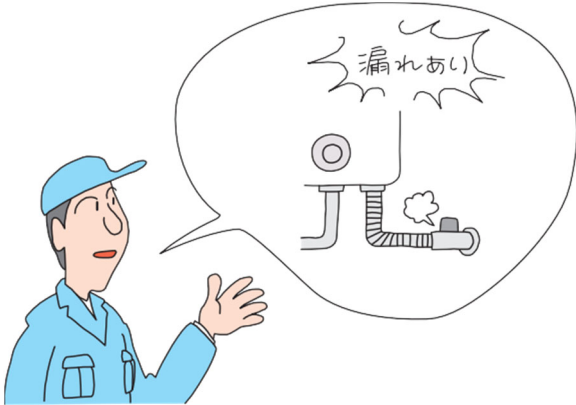
■ 関連する保安業務区分

容器交換時等供給設備点検

1 末端ガス栓 その他

発生箇所及び原因

末端ガス栓のつまみ回転部からのガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

会社の事務所に出勤してきた社員から事務所内がガス臭いとの通報を受け、容器バルブの閉止及び火気使用禁止などを依頼したのち出勤した。現場到着後安全を確認し、漏えい試験等を実施して、漏えい箇所を特定した。

原因は小型湯沸器の末端ガス栓つまみ回転部のパッキンのねじれによるもので、ガス栓本体からのガス漏えいであった。

販売事業者の対応

末端ガス栓を交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

一般にガス漏れというと、配管・燃焼器との接続具等の接続不良、劣化又は腐食に注意がいくってしまうが、ガス栓及び燃焼器などに使用されているパッキン等消耗品の劣化などに伴う漏れもある。定期消費設備調査ではガス栓のガス漏れについても、ガス検知器による確認が必要である。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

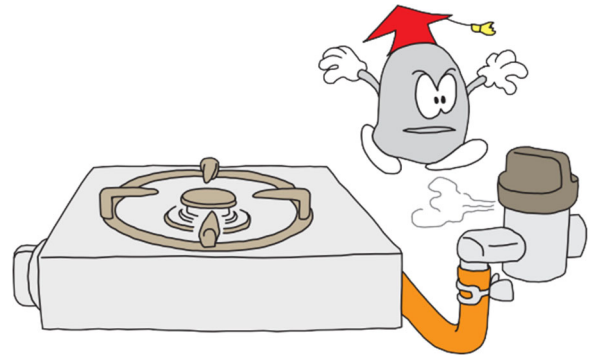
緊急時対応

定期消費設備調査

2 末端ガス栓 共同住宅

発生箇所及び原因

ヒューズガス栓つまみ部からのガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

アパートの入居者から「数か月前からガス臭く、先ほどこんろに点火したら小爆発した」と大家に通報があり、大家からの連絡で緊急出動した。現場の室内を換気し、メーターガス栓を閉じて検知液で調査するとヒューズガス栓つまみ部で反応があった。ヒューズガス栓を取替え後、自記圧力計で検査し、安全を確認した。

販売事業者の対応

翌日、他全室のヒューズガス栓の取替えを指示し、交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

共同住宅などは同一時期に同一機器を設置していることが多いので、1箇所では異常が発生している場合は他の消費者宅でも同様のことが発生する可能性がある。共同住宅の定期消費設備調査ではこのような点も考慮して調査する必要がある。また、アパートの入居者は数か月前からガス臭いと認識していながら、異常通報を販売事業者等に連絡しなかったことは、周知が消費者に徹底されていなかったと思われ、周知の重要性を認識する一例といえる。また、ガス栓の維持管理と交換期限管理を徹底しなければならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

定期消費設備調査

3 末端ガス栓

戸別住宅

発生箇所及び原因

燃焼器に接続されていない予備ガス栓の誤操作によるガス漏れ。



発生状況及び保安機関の対応

消費者から台所付近でガス臭がするとの通報で、消費者に容器バルブ又はメーターガス栓を閉止するように依頼した後に出勤した。調査の結果、二口ガス栓の予備側ガス栓のゴムキャップ（保護キャップ）からの微少なガス漏えいを認めた。原因は、以前は炊飯器に使用していた予備側ガス栓を誤開放して、ゴムキャップ（保護キャップ）のみでガスを止めていたためであった。

消費者に状況・原因を説明して、販売事業者はこの旨を連絡した。

販売事業者の対応

消費者に事情を説明し、誤操作防止のため二口ガス栓を一口ガス栓に変更した。

当該事象に伴う措置・対応等

ゴムキャップ（保護キャップ）が施されたガス栓を誤開放しても大量にガスが漏れないので、消費者は気付かないことがある。したがって消費者に対してガス栓の取扱い上の注意について周知しなければならない。

（一財）日本エルピーガス機器検査協会の合格証票のあるゴムキャップ以外のものには、シール性のないものがあるので、微少なガスが漏れること等があり、注意が必要である。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

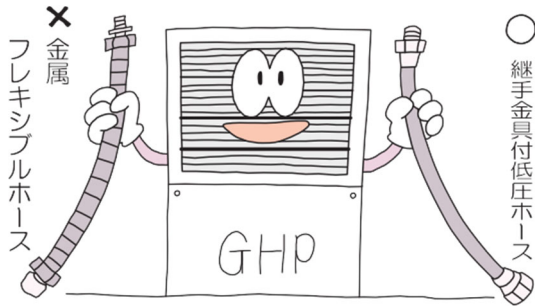
周 知

定期消費設備調査

1 ホース テナント・ビル

発生箇所及び原因

GHP室外機に金属フレキシブルホースを使用したことによる微少ガス漏えい。



発生状況及び保安機関の対応

容器交換時にメーターを見たところ、B表示（流量式微少漏えい警告）が出ていた。直ちに販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

供給管を点検したところ、GHP室外機が金属フレキシブルホースで接続され、中間にひび割れが生じ、ガスが漏えいしていた。少量ながらも30日間以上も漏えいしていたものと推測され、屋上設置で発見されにくい状況であった。全て、金属フレキシブルホースで接続されていたので継手金具付低圧ホースに交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 検針時にメーター表示の有無を確認すること。
- ・ GHPの起動時及び運転時において、GHP自体の固有な振動により、短期間で金属疲労破断に至る場合がある。青本ではGHPの接続管は、金属フレキシブルホースを使用しないこととしている。販売事業者は設備工事業者に工事を依頼する場合には、使用する配管材料が適正なものであるかの確認をすること。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

供給開始時点検・調査

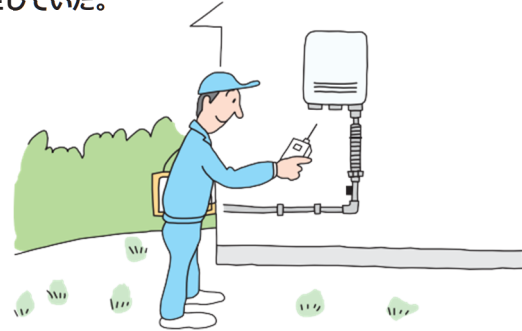
緊急時対応

定期消費設備調査

2 ホース 戸別住宅

発生箇所及び原因

末端ガス栓の接続に使用していた金属フレキシブルホースの継手部の締め付けが不足しており、微少漏えいが発生していた。



発生状況及び保安機関の対応

メーター検針者から販売事業者へ、BR表示（圧力式微少漏えい警告）が出ているとの連絡を受けて出動した。機械式自記圧力計で漏えい試験を行ったが、圧力の変化は認められなかった。念のためにガス検知器で消費側配管を試験したところ、末端ガス栓と給湯器を結ぶ金属フレキシブルホースの継手部から、微少の漏れを検知した。金属フレキシブルホースの継手部の増し締めを行った後、ガス検知器により漏れのないことを確認した。

販売事業者の対応

接続部の増し締めにより漏れは止まったが、再発の可能性を考慮して金属フレキシブルホースを新品と取り替えた。

当該事象に伴う措置・対応等

微少漏えいを機械式自記圧力計で発見するのが難しいケースもある。定期消費設備調査等で機械式自記圧力計による漏えい試験を行う場合には、接続部等はさらにガス検知器による調査をすることが望ましい。

■ 関連する保安業務区分

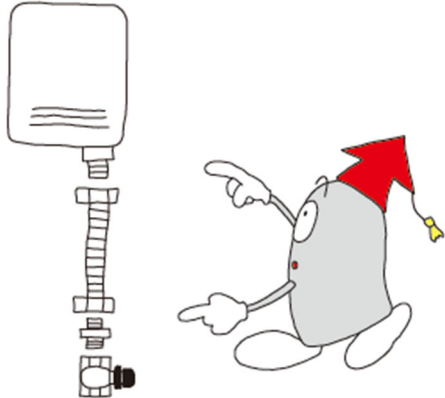
緊急時対応

定期消費設備調査

3 ホース 戸別住宅

発生箇所及び原因

給湯器と末端ガス栓の接続に使用していた金属フレキシブルホースの継手部分から、微少漏えいが発生していた。以前、金属フレキシブルホースを取り替えたことがあったが接続金具はそのまま使用しており、接触面が微妙にずれていたものと思われる。



発生状況及び保安機関の対応

消費設備の調査を実施し、自記圧力計で配管と燃焼器の漏えい試験を実施したところ、5分間で0.2kPaの圧力降下があった。各部をガス検知器と漏えい検知液で調べたところ、給湯器の金属フレキシブルホース接続部分で漏れを見つけた。

金属フレキシブルホースの接続部分を外してみたところ、金属フレキシブルホースと接続金具のメーカーが異なるものを使用しており、接触面のあたりが微妙にずれていたことが判り、金属フレキシブルホースを交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

金属フレキシブルホースとの接続では、この例によるほか、不適切なねじによる接合もあるので注意すること。

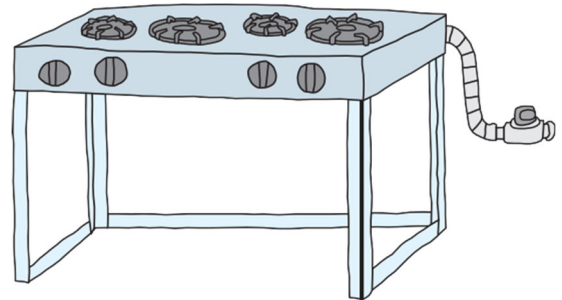
■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

4 ホース 共同住宅を除く規則86条施設

発生箇所及び原因

ガステーブルと末端ガス栓の接続に使用していた金属フレキシブルホースの老朽化とガステーブルを移動した際に、金属フレキシブルホースを無理矢理引っ張り余裕が無くなり亀裂が起こり微少漏えいが発生。



発生状況及び保安機関の対応

消費者から「厨房がガス臭い」と連絡があり、現場に急行した。自記圧力計で調査すると目に見えて圧力が下がり、ガス漏れを確認した。各所調査していくとガステーブルの末端ガス栓以降の漏れだということが判った。金属フレキシブルホースによって接続されていたので、まず金属フレキシブルホースを交換し、調査したところ漏れはなかった。交換した金属フレキシブルホースをよく調べたところ1cmくらいの裂け目があった。

当該事象に伴う措置・対応等

接続具は余裕のあるものを使用すること。移動される可能性のある燃焼器と接続具は、継手金具付低圧ホース又は両端迅速継手付燃焼器用ホースを使用し、金属フレキシブルホースを使用してはならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

定期消費設備調査

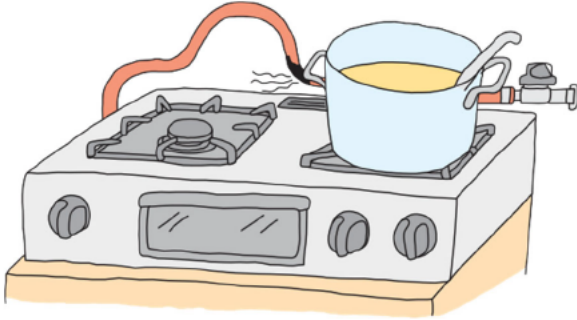
緊急時対応

供給開始時点検・調査

5 ホース 戸別住宅

発生箇所及び原因

テーブルコンロと末端ガス栓の接続に使用していたゴム管が、焦げてひび割れが発生したことによる微少漏えい。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査時に自記圧力計で消費側配管と燃焼器の漏えい試験を行った際に、圧力低下があり、各部をガス検知器で点検したところ、末端ガス栓とテーブルコンロを結ぶゴム管から、微少の漏れを検知した。ゴム管を外して点検したところ、焦げた跡があり、ひび割れを発見した。ゴム管を交換した後、ガス検知器により漏れのないことを確認し、状況を販売事業者に報告した。

販売事業者の対応

消費者にときどきゴム管の点検を行うことを指導した。

当該事象に伴う措置・対応等

ゴム管の劣化はその環境により左右される。ゴム管は熱等の影響を受けない位置に取り付けること。ゴム管の状況等の確認を消費者にも実施してもらうこと。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

周 知

6 ホース 戸別住宅

発生箇所及び原因

ふろがまと末端ガス栓の接続に使用していたゴム管が劣化し、微少漏えいが発生していた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査に行った時、マイコンメータに微少漏えい表示が出ていたため調査したところ、浴室内のふろがまと末端ガス栓を接続しているゴム管のひび割れからガス漏れを発見した。消費者に立ち会ってもらい、ふろがまの使用禁止をお願いした。ゴム管を撤去し、末端ガス栓を閉止封印した。販売事業者に修理を依頼した。

販売事業者の対応

継手金具付低圧ホースに交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 末端ガス栓とふろがまとの接続にはゴム管は使用できない。金属管、金属フレキシブルホース若しくは液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続すること。
- ・ 検針時にメーター表示の有無を確認すること。

■ 関連する保安業務区分

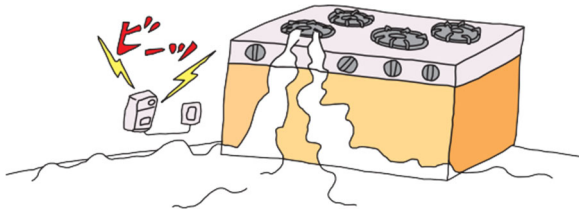
定期消費設備調査

1 こんろ

共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

ガス漏れ警報遮断装置を設置している業務用厨房の業務用こんろの器具栓の誤開放により、警報器鳴動とともにメーター遮断した。



発生状況及び保安機関の対応

ガスの臭いはなく、ガスを使用していないのに警報器が鳴ったと、消費者から連絡があり出動した。警報器がメーター連動されていてメーター遮断されていた。容器バルブを閉め調査したところ、業務用こんろのつまみが少し「開」の方向に動いており、ガスが漏れていた。

販売事業者の対応

消費者に対して器具栓・ガス栓の誤開放、不十分な閉栓による事故例の説明をした。

当該事象に伴う措置・対応等

ガス漏れの原因を1箇所と特定しているが、他にガス漏れの箇所がないか、滞留しているガスがないかを自記圧力計、ガス検知器で調査したうえで最終点火確認を終了して完了とすべきである。

業務用の厨房機器には、安全装置のついていないものが多くある。使用上の注意事項を十分周知する必要がある。大規模な料理飲食店では、使用者に「LPガス保安連絡担当者」を決めていただき定期的に保安に対する周知を行わなければならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

2 こんろ

戸別住宅

発生箇所及び原因

天ぷら油を火にかけたまま5～6分台所を離れた間に油から出火。



発生状況及び保安機関の対応

集中監視システムによる圧力低下遮断情報が集中監視センターに入り、センターからの通報により販売事業者が緊急出動。消費者が出火後すぐに気付いて火を消したものの、換気扇、末端ガス栓、こんろ等は使用不能の状態であった。

販売事業者の対応

末端ガス栓の復旧工事を行い、消費者に過熱防止装置付きのこんろの説明をして交換していただいた。

当該事象に伴う措置・対応等

燃焼器を使用している時は、その場を離れないよう周知すること。また、SIセンサーコンロ等安全性の高いガス機器の設置を推進すること。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

3 こんろ 戸別住宅

発生箇所及び原因

高齢者の消費者がこんろで湯を沸かしていたが、火を消し忘れて外出、集中監視システムにより遮断情報が入った。



発生状況及び保安機関の対応

集中監視センターでは継続使用時間の5分前に予告が入り、電話により確認しようとしたが不在の様子で応答がなく、その後遮断が確認され販売事業者に連絡した。販売事業者が客先に出向いたが不在のため容器バルブを閉止して閉栓した旨のメモを置き帰社。夕方連絡があったので点検し開栓した。

当該事象に伴う措置・対応等

特に高齢者に対する周知は集金時、検針時等の機会をとらえて極力多く行うことが望ましい。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

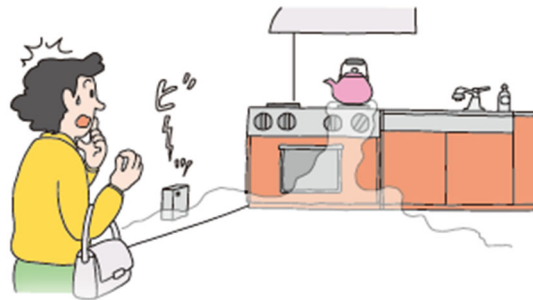
緊急時対応

周 知

4 こんろ 戸別住宅

発生箇所及び原因

こんろのつまみが半開状態のまま消費者が1時間程度外出し、帰宅したらガス警報器が鳴っていた。



発生状況及び保安機関の対応

こんろ（立消え安全装置が付いていないもの）のつまみが半開きになっており、消費者が1時間程度家を空け帰宅したら警報器が鳴っていた。こんろのつまみが開いているのがわかり、止めた後、販売事業者に通報した。販売事業者は、火気の使用を禁じ、直ちに出勤してガスの滞留がないことを確認した。

販売事業者の対応

立消え安全装置付きの燃焼器への交換を消費者に勧めた。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・立消え安全装置付きの燃焼器へ買い替えていただくこと。それまでは、使用上の注意事項についてしっかり説明すること。
- ・漏れの連絡を受けた場合は、火気の使用を禁じるとともに、窓を開放し、電気製品には一切手を触れないよう指示すること。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

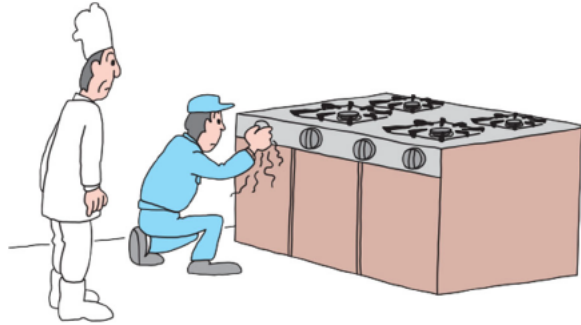
緊急時対応

周 知

5 こんろ 戸別住宅

発生箇所及び原因

業務用厨房に設置されているこんろのつまみ部分からガスが漏れていた。



発生状況及び保安機関の対応

「ガス臭い」との通報を受け出動し、自記圧力計によりガス漏れの点検を行ったが異常が見られなかったため帰社した。翌日、再度「ガス臭い」との通報があったため訪問し、調査を行ったが自記圧力計による検査では異常が確認できず、燃焼器使用時のガス漏れを調査すると、厨房のこんろの器具栓を開けているとき、こんろのつまみ部分からガス漏れが確認された。こんろのつまみ部分を取り外しグリスアップを行い補修した。

当該事象に伴う措置・対応等

ガス漏れは、配管系統からばかりではない。ガス臭があるということはどこかで漏れているという疑いを持って調査することが大切である。1箇所の漏れを発見しても他に同様の漏れがないか念には念を入れて末端の燃焼器まで調査すること。

定期消費設備調査において、器具栓からの漏れも調査する必要がある。

関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

定期消費設備調査

6 こんろ 共同住宅を除く規則86条施設

発生箇所及び原因

飲食店（スナック）に設置されているこんろの点火装置が故障し、ガスライターにより点火しようとした結果、点火タイミングが遅く、繰り返しているうちに生ガスが滞留し、ガス警報器が鳴動した。



発生状況及び保安機関の対応

販売事業者からの要請により出動したが、飲食店の客の通報で消防署員も出動していた。上記原因と考えられたが安全のため、すべての燃焼器を使用しないようお願いし、消防署員にも説明して翌日再調査することの了解を得て閉栓した。翌日の再調査で配管等の異常はなかった。また、外部からのガス漏れを想定し、周辺を確認したが一戸建だったので異常はなく、やはり点火繰り返しによる生ガス滞留が原因であることがわかった。

再調査結果を消費者と消防署に説明し、販売事業者には発生原因とこんろの入れ替えを勧めるよう報告した。

販売事業者の対応

飲食店と買い替えするか修理をするか打ち合わせを行った。

当該事象に伴う措置・対応等

販売事業者に、翌日の再調査の立会いをさせるべきである。

関連する保安業務区分

緊急時対応

定期消費設備調査

動画映像

LPガス保安技術者向けサイト

ビデオ資料

ヒヤリハット【平成29年度】

<https://www.youtube.com/watch?v=YvUKPQQEbyU>

こんろが点火しないときは
～こんろの着火不良によるガス漏れ～

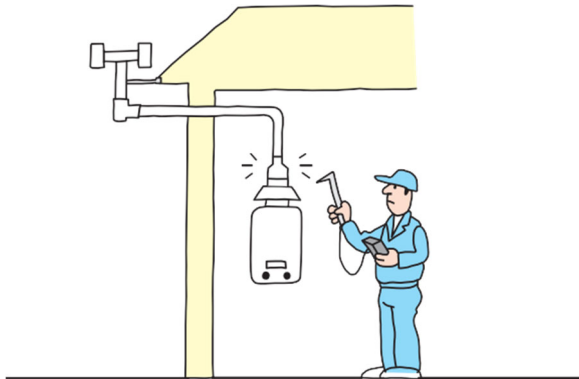


LPガス保安技術者向けサイト

1 湯沸器 戸別住宅

発生箇所及び原因

C F式湯沸器の排気筒の口径を小さくしていた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査でC F式湯沸器の排気筒を調査したところ、排気筒の口径が小さくなっていることを発見し、CO濃度を測定したところ500ppm発生していた。消費者に対し、COが発生しており、危険な状態であることを説明し湯沸器の使用禁止を通知し、その旨を販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

消費者にCO中毒の危険性を説明し、F F式給湯器への交換を行った。

当該事象に伴う措置・対応等

C F式燃焼器の排気筒について

- ・材質は、SUS304と同等以上の耐食性を有する金属その他の不燃材であること。
- ・逆風止めは近接して同一室内に設置されていること。
- ・有効断面積は燃焼器の排気筒より小さくないこと。
- ・先端は屋外にでていること。

が調査項目として定められており、確実に判定することができるよう保安業務実施者に教育する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

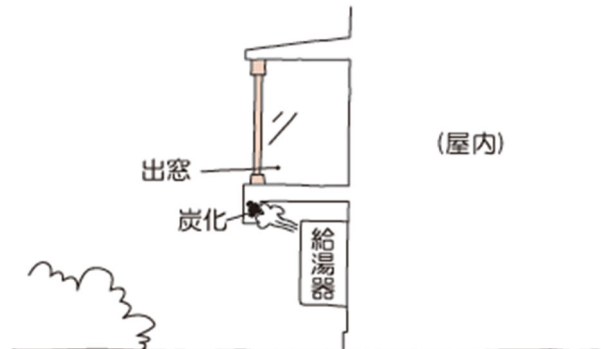
周 知

供給開始時点検・調査

2 湯沸器 戸別住宅

発生箇所及び原因

出窓の下部に設置した給湯器の排気により、建物の木質部で炭化している部分を発見した。



発生状況及び保安機関の対応

他販売事業者から移動してきた消費者の供給開始時点検・調査時に給湯器が設置されている出窓の木質部の一部が炭化しているのを発見した。消費者に説明をし、給湯器の設置位置の変更の承諾を得て、変更工事終了まで給湯器の使用禁止をお願いした。以上の措置を販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

給湯器の設置場所を基準に合うよう変更した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・木質部での低温炭化は燃焼器との距離が短いと発生する。
- ・ガス機器と建築物の壁との離隔距離が決められているので基準を黒本等で確認すること。

■ 関連する保安業務区分

供給開始時点検・調査

消 防 法

3 湯沸器 戸別住宅

発生箇所及び原因

都市ガス用の湯沸器を誤って設置していた。



発生状況及び保安機関の対応

供給開始時点検・調査の際、都市ガス用の湯沸器の設置を発見。直ちに消費者に説明し、当該燃焼器を使用禁止とした。

販売事業者の対応

周知を行い、とりあえず、当該燃焼器を取り外した。

当該事象に伴う措置・対応等

都市ガス器具を誤って持ち込むケースがかなり見受けられる。供給開始時点検・調査では、燃焼器の適合性について燃焼器のマークで確認するとともに燃焼器は点火テストを行い、燃焼状態を確認すること。

■ 関連する保安業務区分

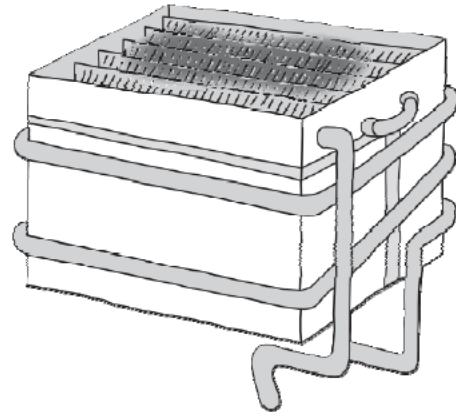
供給開始時点検・調査

周 知

4 湯沸器 共同住宅

発生箇所及び原因

不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器からCOが発生した。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査で、台所に設置した小型湯沸器のCO点検を実施したところCO濃度は800ppmを超えていた。換気が悪くフィンが目詰まりしていたので、直ちに消費者へ当該燃焼器の使用禁止をお願いし、販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

COの危険性の説明を行い、当該燃焼器の使用禁止、不完全燃焼防止装置付きの燃焼器への交換をお願いした。

当該事象に伴う措置・対応等

販売事業者の責務として不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器又は開放式の湯沸器を設置している消費者に対しては、周知業務を1年に1回以上実施することとなっている。

可能であれば屋外式給湯器に交換するのが望ましい。

■ 関連する保安業務区分

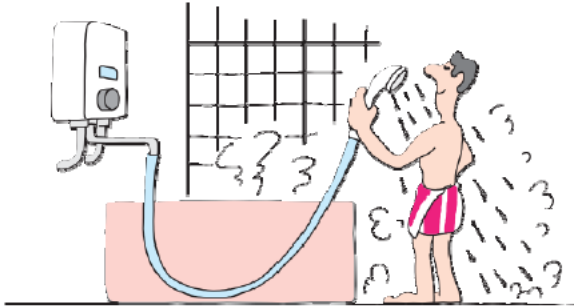
定期消費設備調査

周 知

5 湯沸器 戸別住宅

発生箇所及び原因

小型湯沸器（開放式ガス瞬間湯沸器）を風呂場に設置し、シャワー用に使用していた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査中、風呂場内に不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器を設置し、シャワーとして使用しているのを発見した。消費者に聞いてみると、消費者自身がリサイクルショップで購入し、取付けを行ったとのことであった。直ちに消費者へ当該燃焼器の使用禁止をお願いし、販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

風呂場内で小型湯沸器を使用することは非常に危険であることを説明し、屋外式給湯器への交換を勧めた。

当該事象に伴う措置・対応等

小型湯沸器の長時間使用（シャワー）は、CO中毒事故につながる可能性があり、使用禁止にすべきである。また、小型湯沸器の設置にあたり、LPガスの配管と接続する工事が液化石油ガス設備士以外は行えないことから、周知等の機会を捉え、消費者に徹底する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

周 知

6 湯沸器 戸別住宅

発生箇所及び原因

屋外設置の給湯器を壁で囲っていた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査の際、屋外用の給湯器を壁で囲い部屋として改造してあることを発見した。給湯器を取付けの際はベランダは屋外であったが、消費者が工務店に依頼し、工務店は給湯器の設置基準を知らずに改造した。消費者に説明するとともに販売事業者へ連絡した。

販売事業者の対応

消費者にベランダの囲いを撤去してもらうようお願いし、撤去したことを確認した。

当該事象に伴う措置・対応等

屋外に設置された器具が雪囲い、車庫、物置の設置等により屋内設置になっている例がままある。消費設備調査時に注意するとともに、周知時等に消費者に説明する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

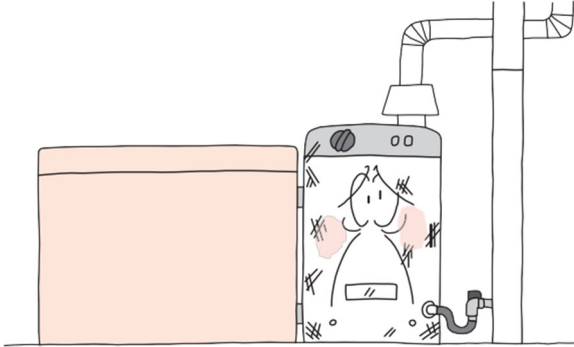
定期消費設備調査

周 知

1 ふろがま 共同住宅

発生箇所及び原因

老朽化したふろがまを使用していた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査時に、点火しにくいとのことで調査してみると、20年以上使用している安全装置の付いていないふろがまであった。燃焼状態が悪く、かまの中での小爆発による膨らみもあった。

消費者に安全装置の付いていないふろがまであるので、安全装置付きのものに交換するよう説明をした。

販売事業者の対応

消費者に説明を行い、不完全燃焼防止装置付きのふろがまに交換した。

当該事象に伴う措置・対応等

不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器はもちろん、老朽化した燃焼器は、定期消費設備調査時に燃焼試験を実施し、燃焼状態の悪い燃焼器については交換を勧めることが必要です。

不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器又は開放式の湯沸器を設置している消費者への周知は1年に1回以上実施すること。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

周 知

2 ふろがま 戸別住宅

発生箇所及び原因

ふろがまの種火を長時間消し忘れていた。



発生状況及び保安機関の対応

検針時にガスメーターを確認したら、メーターが回っており消費者に確認したところふろがまの種火のつけ放しを発見した。消費者に説明すると共に事務所へ連絡した。

販売事業者の対応

消費者に器具の使用方法及びふろがまの種火の消し忘れないよう周知した。

当該事象に伴う措置・対応等

消費者の使用方法及び燃焼器の型式により、種火がつけ放しにされるのがやむを得ない場合もあるが、一般的には、以下の対応等が求められます。

- ・ 検針時などに種火のつけ放しに注意する。
- ・ ガスを使用しないときは、安全のため必ず種火を消すように消費者に使用上の周知を行うとともに、種火の不要な器具への交換を勧める。
- ・ 種火を消すことが不可能な場合は、S型保安ガスメータ（マイコンメータS）などに口火登録を行い、微小漏えいと区別できるようにする。ただし、口火登録を行えば、S型保安ガスメータ（マイコンメータS）などの圧力式微小漏えい警告機能は停止するので注意のこと。

■ 関連する保安業務区分

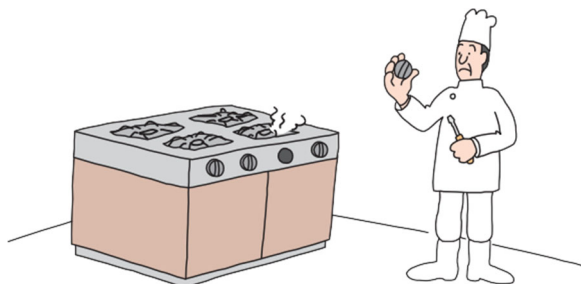
周 知

1 その他の燃焼器

共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

消費者が修理のために燃焼器を分解中、燃焼器から出火した。



発生状況及び保安機関の対応

ガスレンジの点火つまみが回りにくかったため、消費者が末端ガス栓を閉止せずにつまみを分解したところ、他のバーナーを使用していたため引火した。

消費者から業務用ガスレンジから出火したとの通報があり出動し、当該燃焼器を使用禁止にした。また、消費者に自分で器具の修理を行わないよう周知、説明を行った。

販売事業者の対応

- ・専門業者に修理を依頼した。
- ・消費者に対して器具の使用法（自分で器具の修理を行わないこと）及び危険性を説明した。

当該事象に伴う措置・対応等

消費者にガス器具のねじを外したり、分解する必要がある場合は、販売事業者に連絡するよう周知することが大切である。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

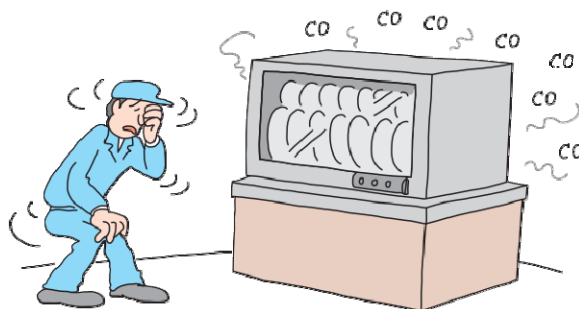
定期消費設備調査

2 その他の燃焼器

共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

病院厨房において燃焼器使用時の給排気不良によりCO濃度が上昇した。



発生状況及び保安機関の対応

病院の厨房でガス臭がするとの通報で出動し、厨房内に入ったところ食器洗浄機から赤火燃焼特有の臭いがしていた。CO濃度測定器で計測すると針が振れたので燃焼器を消し、室内の換気をするため自らも食器洗浄機の近くの窓を開け、ドアの近くまで戻ろうとしたところ急なめまいがして倒れそうになった。動悸が激しくなり立っていることが困難になった。

販売事業者の対応

給排気設備が不良のため改善するまで当該食器洗浄機の使用を禁止した。また、業務用換気警報器を設置した。

当該事象に伴う措置・対応等

同一室内で使用する燃焼器の総消費量に見合う給排気設備の設置状況を確認し、改善指示を行うことが大切である。給排気不良は定期消費設備調査で十分確認できたはずである。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

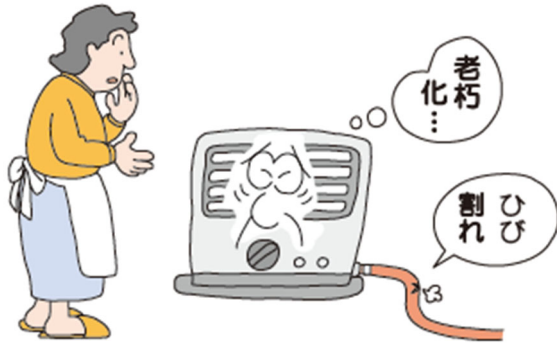
定期消費設備調査

3 その他の燃焼器

戸別住宅

発生箇所及び原因

ガスストーブの器具栓からのガス漏えい。



発生状況及び保安機関の対応

消費者からガスストーブを使用したところガス臭いとの連絡で出動した。緊急出動してみると、古いガスストーブで器具栓からの漏えいとゴム管のひび割れが発見された。直ちに消費者に当該燃焼器の使用禁止を通知し、販売事業者へ連絡した。

販売事業者の対応

- ・当該燃焼器の使用禁止を説明するとともに、安全装置付きの燃焼器への買い替えを勧めた。
- ・両端迅速継手付燃焼器用ホースを使用することを勧めた。

当該事象に伴う措置・対応等

ガスストーブ等、季節が限られている器具の調査は難しい部分があるが、定期消費設備調査時にその種の器具があるか確認することが必要である。また、周知を実施する際、不定期に使用する燃焼器の安全装置付きの燃焼器への買い替え及び器具の取扱いを説明する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

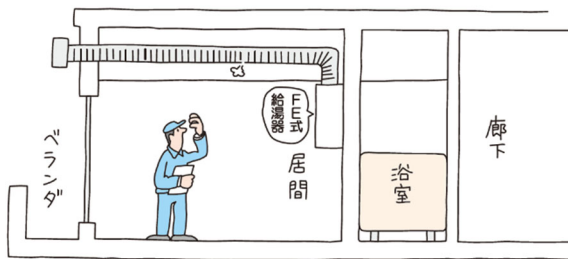
周知

定期消費設備調査

1 排気設備 共同住宅

発生箇所及び原因

給湯器の排気筒部材に亜鉛メッキのスパイラル管を長期間使用していたことにより、ピンホール状の腐食ができ、排気漏れをしていた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査時に排気筒の状況確認を行ったところ、排気筒の部材に腐食しやすいスパイラル管を使用しており、ピンホール状の腐食を発見した。念のためCO濃度測定を行ったところ、高い濃度のCOが認められたので、直ちに給湯器を使用禁止とし、販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

不完全燃焼防止装置付きの給湯器への交換を勧め、交換する排気筒についてはSUS304又は同等以上の材質の排気筒でないと設置できないことを説明した。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 燃焼器は不完全燃焼防止装置付きのものにする。
- ・ 排気筒はSUS304又は同等以上の耐食性を有する材質の排気筒に交換すること。
- ・ 定期消費設備調査時には排気筒の材質、腐食状況及び排気筒の接続部の外れ等に注意する必要がある。

■ 関連する保安業務区分

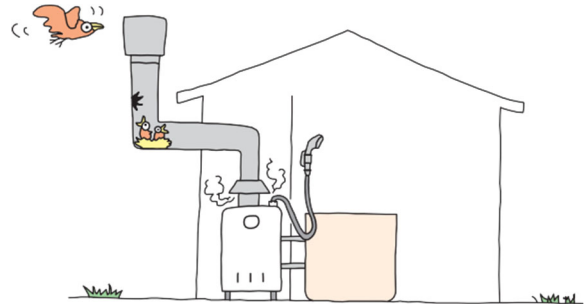
定期消費設備調査

周知

2 排気設備 戸別住宅

発生箇所及び原因

排気筒の継手部分が破損し、その隙間に鳥の巣ができ排気筒をふさいでいた。



発生状況及び保安機関の対応

消費者から別荘のふろがまが異常音とともに、バーナー部分から白煙が発生したとの連絡があり、直ちに出勤した。調査の結果、排気筒が鳥の巣でふさがっていたので、直ちにふろがまを使用禁止とし、販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

排気筒の継手部分を交換するとともに、鳥の巣等が作られない排気筒への交換を勧めた。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 特に不定期に利用する別荘等では定期消費設備調査時に、排気筒のさび、破損、鳥の巣等に注意するよう周知する。
- ・ 目視により確認できない場合にはスモークテストで確認する。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

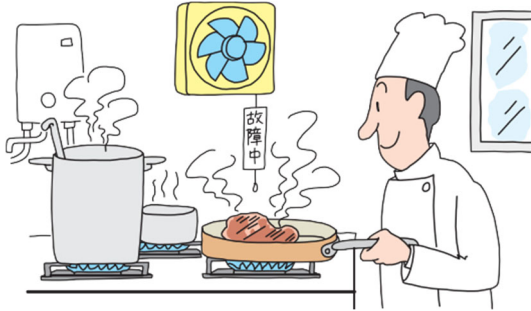
定期消費設備調査

3 排気設備

共同住宅を除く規則 8 6 条施設

発生箇所及び原因

換気扇の故障により、複数の大型の燃焼器を同時に使用する際、換気不良となった。



発生状況及び保安機関の対応

販売事業者から食器洗浄機の点火不良の修理と業務用大型レンジ 2 台の調査の依頼があった。修理業者は点火の確認をしたが、異常は認められなかったが、同時に火を使うと頭痛がするとのことと事情を聞くと、換気扇が故障して動かないとのことであった。CO中毒のおそれがあるので、修理が終わるまで窓を開けて使用するよう注意をして、レストランと販売事業者の内容を伝え改善の要請をした。

販売事業者の対応

換気扇の修理を行った後、念のためCO濃度測定を実施した。また、業務用換気警報器を設置した。

当該事象に伴う措置・対応等

燃焼器を使用するときは、換気扇が回っていること、窓が開放されていることを確認して使用するなどの周知を行うこと。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

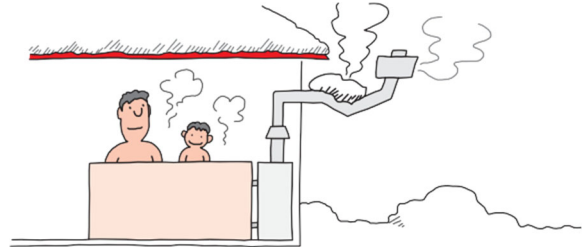
周 知

4 排気設備

戸別住宅

発生箇所及び原因

給湯器の排気筒が積雪により破損していた。



発生状況及び保安機関の対応

定期消費設備調査時に給湯器の排気筒が積雪の重みで折損していた。給湯器を使用禁止とし、直ちに販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

排気筒が必要ない屋外給湯器の設置を勧めた。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・ 排気筒の設置時及び定期消費設備調査時に雪害による破損のおそれのないことの確認が必要である。
- ・ 排気筒の破損のおそれがある場合は、消費者に改善を要請することが必要である。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

周 知

1 その他

共同住宅を除く規則86条施設

発生箇所及び原因

学校の調理実習室において給気不足により換気不良となったことによる排気の滞留。



発生状況及び保安機関の対応

学校の調理実習室において、冷房を入れ、窓を閉め切った状態で業務用ガスオープンを使用していたところ、生徒らがめまいや吐き気を訴えたため、病院を受診したところ、全員が一酸化炭素(CO)中毒と診断された。

原因は、当該実習室には給気扇、排気扇各4つが設置されていたが、このうち、給気扇2つが作動していなかったこと、作動している給気扇のフィルターが目詰まりがあったことから、室内が換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気が滞留したためCO中毒に至ったと推定される。

販売事業者の対応

- ・販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し使用状況の確認及び注意喚起を実施するとともに、県からの依頼によりガスオープンの分解検査及び燃焼試験を実施した。
- ・また、業務用消費者について業務用換気警報器の設置を実施することとした。

当該事象に伴う措置・対応等

○県のとった措置

- ・現地調査を行うと共に、当該オープンの設置状況、学校関係者及び販売事業者の聴取、県警の現場検証に立会い、事故原因を調査した。
- ・また、当該事故とは直接の関係はないものの、ガスメーター及びガス警報器の期限切れが確認されたため、当該販売事業への立ち入り検査を行い、機器の交換や改善報告を提出することを口頭で指導した。
- ・そして、県内の販売事業者全てに対し、一酸化炭素中毒に関する注意文書を発出した。
- ・加えて、当該販売事業者に一酸化炭素中毒に係るガスオープンの健全性確認について依頼文書を発出し、ガスオープンの分解検査及び燃焼試験を実施すると共に、当該学校に対し、ガスの消費設備の使用に関する依頼文書を発出した。

○県教育委員会のとった措置

- ・県立学校長に注意喚起を行うとともに、CO警報器設置の必要数調査を行い、オール電化又はCO警報器設置済みを除く全校に設置した。

■ 関連する保安業務区分

定期消費設備調査

周 知

動画映像

LPガス保安技術者向けサイト

ビデオ資料

ヒヤリハット【平成29年度】

<https://www.youtube.com/watch?v=js1avNFMxQA>



2 その他 共同住宅

発生箇所及び原因

容器交換時、注意不足により容器を落下させてしまった。



発生状況及び保安機関の対応

マンションの階段で板を使い、容器を転がしていたら、板から外れて容器を落としてしまった。

販売事業者の対応

配送員に安全な作業を行う保安教育を施した。

当該事象に伴う措置・対応等

すべての作業について言えることであるが、慣れは安全の大敵であることを自覚する必要がある。容器の落下によりガスの漏えい、器物損壊、あるいは本人のケガなどにつながることはもちろん、消費者のLPGガスに対する不信任にもつながりかねない。作業は十分注意して行うべきである。

このような場合には容器運搬車を用いる等安全を確保することが必要である。

3 その他 共同住宅

発生箇所及び原因

塗装工事のためベランダをビニールで覆ったことにより燃焼器からCOが発生した。



発生状況及び保安機関の対応

アパートの住人から湯沸器が作動しないと連絡あり出動した。アパートは塗装工事のため全部屋のベランダがビニールで覆われていたため、塗装業者が軽いCO中毒になった。

燃焼器部分の換気のため、アパート全部屋のベランダのビニールの一部を開口した。また、塗装業者に注意した。

当該事象に伴う措置・対応等

集合住宅などではおよそ10年ごとに外壁の塗装工事が行われるようである。ビニールで覆うと密室状態になり大変危険である。販売事業者は日頃から大家、管理組合、管理会社等から家屋の補修、改造等の情報を入手し事故防止に努めなければならない。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

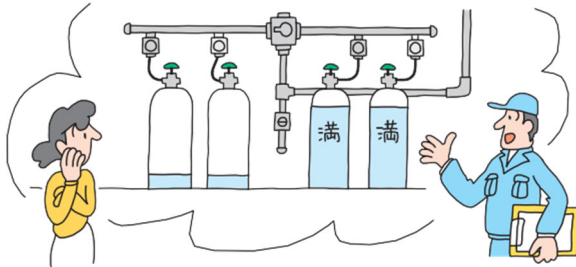
周

知

4 その他 共同住宅

発生箇所及び原因

自動切替式調整器のガスの切り替わり時にガス臭がした。



発生状況及び保安機関の対応

消費者より湯沸器使用時にガス臭いとの通報により出動。メーターの表示の有無を確認後、自記圧力計により調査したが異常は認められなかった。容器（50kg×4本）の残量を確認したところ、片側2本が軽く自動切替式調整器切替時のガス臭であると判断、帰社し、販売事業者に連絡した。

販売事業者の対応

消費者に対し、自動切替式調整器の切り替わり時のガス臭の発生について周知した。度々発生するようであれば、入口切替圧力を高めに設定したガス臭対応型の自動切替式調整器に交換することとした。

当該事象に伴う措置・対応等

- ・保安業務と直接関係なくとも販売事業者に措置の報告を行うことが望ましい。
- ・ガス臭いとの通報である以上、自記圧力計のみの点検で終了させず、ガス検知器による調査も行う。
- ・自動切替式調整器切替時のガス臭と判断しても念のためガス漏れがないか確認することが望ましい。

■ 関連する保安業務区分

緊急時連絡

緊急時対応

周知

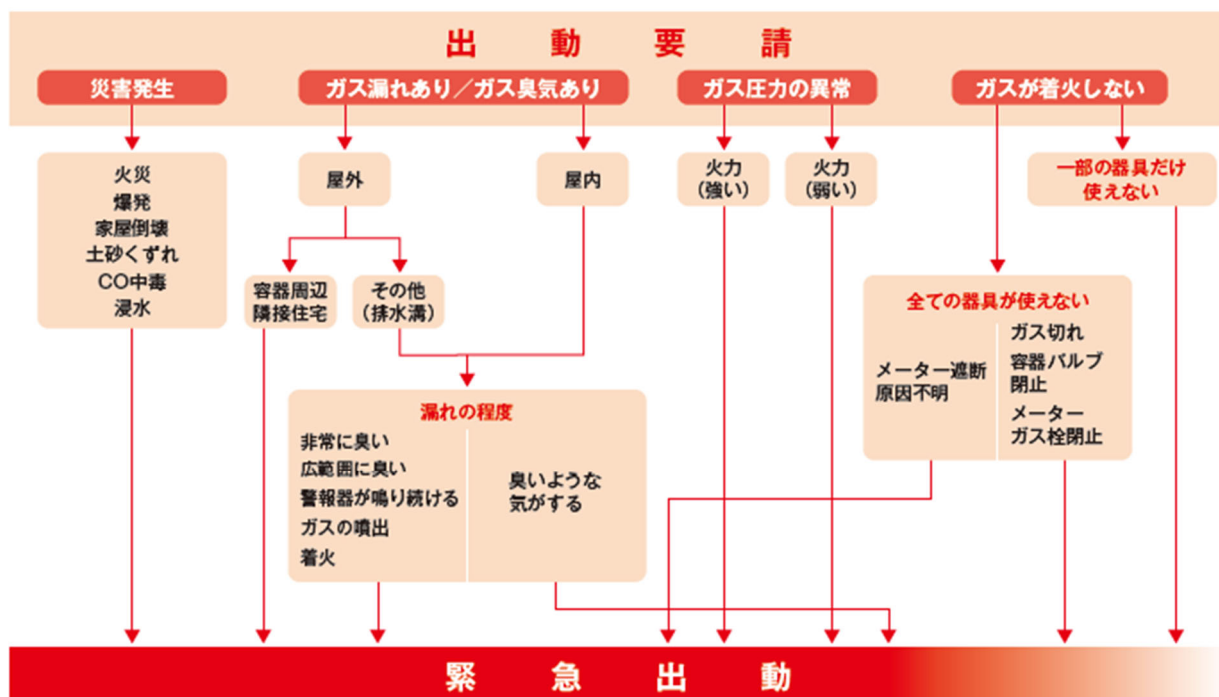
参考 緊急時連絡・緊急時対応の流れ

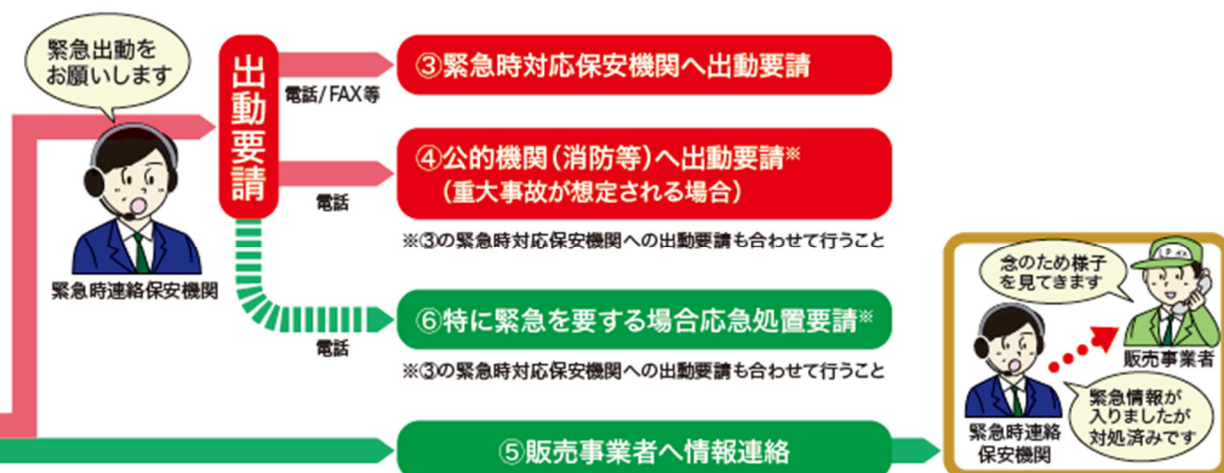
(1) 緊急時連絡情報を受けた場合の対応



(2) 緊急時対応の出動

■ 出動判断基準（例）

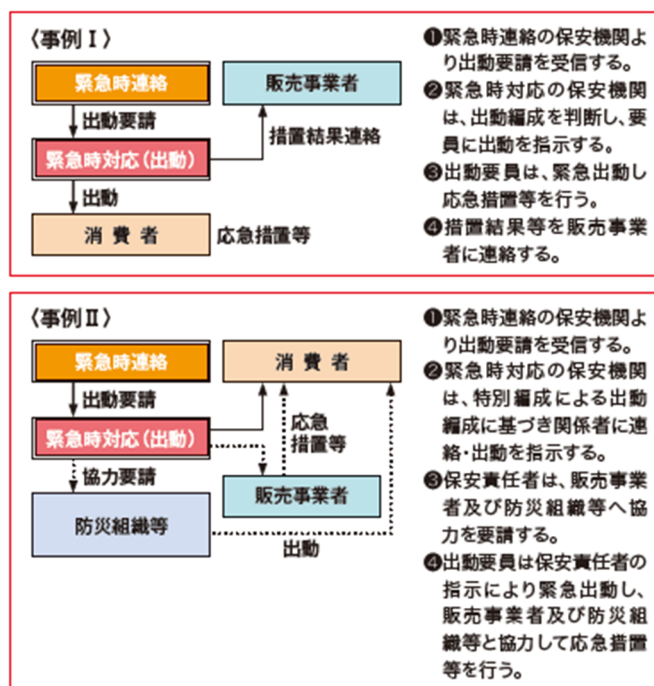




- ①、②の電話による消費者及び第三者への指示・助言にて、災害を防止できる場合は、⑤の販売事業者への情報連絡にて緊急時連絡業務は完了します。
- ③の緊急時対応保安機関への出動要請時には、電話及びFAX等を併用し緊急時対応保安機関が要請を間違いなく受信したことを確認します。
〈確認内容〉 ア. 緊急時対応保安機関受信者の氏名
イ. 要請した内容の確認（消費者氏名 住所 災害状況 災害発生日時 拡大の恐れのある状況 他への連絡の有無等）
- 緊急時対応保安機関と連絡が不通の場合、緊急時対応保安機関より早く初期対応が可能である等、災害防止に有効と考えられる時は、応急的に④、⑥に連絡し対処します。この場合は、緊急時対応保安機関以外の応急対応になります。
（注）④、⑥は保安業務外の応急対応になります。
- 緊急時対応保安機関に出動要請する必要はないが、販売事業者の改善措置が必要なものと及び緊急時連絡保安機関が行った連絡業務の内容を、⑤販売事業者へ連絡します。

(3) 日常業務時に発見したヒヤリハットとその対応

■ 出動実施方法（例）



①保安業務実施中におけるヒヤリハットとその処置・改善

容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査業務に携わっている間にその業務の中で応急処置・改善箇所を発見、又は消費者から連絡を受けた場合は、その保安業務の一環としてこれらの処置・改善を行う。

②容器交換時等供給設備点検に含まれない箇所での欠陥の発見及び消費者からの情報

容器交換時等供給設備点検に含まれない箇所（調整器以降）の欠陥の発見及び消費者からのガス臭い等の連絡を受けた場合は、応急処置をする。ただし、販売事業者（保安機関）に連絡し、保安機関制度に照らして緊急時連絡・対応を行う必要がある。また、当該配送員（点検員）は自社の責任者への報告もしておくこと。

③検針員による欠陥の発見及び消費者からの情報

検針員は一般に販売事業者の従業員（パート含む）であり、販売事業者（保安機関である販売事業者を含む）の定めた保安業務マニュアル等で行動できるようにしておく必要がある。



令和5年度
経済産業省委託事業

石油・ガス供給等保安対策調査等事業
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)

**保安業務ガイド
ヒヤリハット**

平成16(2004)年初版
令和5(2023)年第11版④

編集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル
電話 保安技術部門 03-3436-6103

この書籍は、国の委託事業として経済産業省から特別民間法人高圧ガス保安協会が受託し、編集しました。
この書籍は、国の委託事業（安全技術普及事業（指導事業（地域保安指導事業）））の講習に参加される方に配布するテキストとして作成しました。